



2024.7.30 第1回期日

— 大深度法認可取消請求事件 —

訴訟の概要

国土交通大臣が、

JR東海の 2018年3月20日付け認可申請に対し
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法16条に基づいて
同年10月17日付けで行った

中央新幹線品川・名古屋間建設工事に係る
大深度地下使用を認可するとして処分を取消すことを求める

訴訟の概要

原告：審査請求を申し立てた者730名のうち
東京都大田区田園調布等に居住する45名

被告： 国

事業者：JR東海

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法

大深度法

2000年5月19日 成立

一定以上の地下深い部分について
所有者等の権利者の同意も必要とせず
また使用料や補償も支払うことなく
自由に使えるという法律

本訴訟の目的と意義

住居下のトンネル掘削による陥没事故

↓

財産的損害

+

平穩生活権の侵害

本訴訟の目的と意義

リニア中央新幹線

= 過去の価値観においてのみ存在し得る遺物

本訴訟の目的と意義

本訴訟を通じて・・・

日本社会の今後のあり方を議論していくことを確認し
この裁判を始めたいと思う

リニア中央新幹線 大深度認可申請の概要



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1日本を複製したものです（承認番号 平 29 情復、第1638号）。
なお、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

全幹法認可品川・名古屋間

約286kmのうち・・・

事業区域①

・東京都品川区北品川三丁目地内～
町田市小山町地内 延長33.3km

・地下41m～121m

事業区域②

・愛知県春日市坂下四丁目地内～
名古屋市中区丸の内一丁目地内
延長17.0km

・地下43m～113m

が大深度認可の対象

訴状の構成

- 第1章 本訴訟の目的と意義
- 第2章 本訴訟の概要
 - 第1 当事者 / 第2 背景と経緯 / 第3 大深度法 / 第4 原告適格
- 第3章 **取消事由**
 - 第1 大深度法16条1号 / 第2 大深度法16条3号
 - 第3 大深度法16条4号 / 第4 裁量権濫用逸脱
- 第4章 **違憲無効**
 - 第1 憲法29条2項違反 / 第2 平穩生活権侵害 / 第3 適用違憲
- 第5章 結語

取消事由

取消事由

大深度法16条:国交大臣は、申請に係る事業が

同条1～7号のすべてに該当するときは、使用の認可をすることができる

↓

1つでも該当しないものがあれば

認可をすることはできない

↓

1号、3号、4号に該当しないため

本件認可は取り消されるべき

大深度法16条1号

事業が第4条各号に掲げるものであること(例示列举ではなく、限定列举)

4条4号 鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者が

一般の需要に応ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業

⇔ 全幹法9条1項による本事業は、同号1～13号のいずれにも該当しない

全幹法14条(鉄道事業法の適用の特例)

1項 営業主体と建設主体が同一の法人である場合において建設主体に

対する第8条の規定による建設の指示が行われたときは・・・当該法人は、

鉄道事業法第3条第1項の規定による第一種鉄道事業の許可を受けたもの

とみなす。

大深度法16条1号

鉄道事業法5条(許可基準)

1項 国土交通大臣は、鉄道事業の許可をしようとするときは、

次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 その事業の計画が経営上適切なものであること。
- 二 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

大深度法16条3号

事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する
公益上の必要があるものであること



時代の経過によって刻々と変化
社会の状況等によって判断されるべき



使用開始の時期までに
不相当の長期間を要するときは
公益上の必要は認められない



リニア中央新幹線自体の
公益上の必要がない

大深度法16条4号

事業者が当該事業を遂行する
十分な意思と能力を有する者であること



工事の期間及び完了時期

工事予算と調達

裁量権逸脱濫用

考慮不尽、他事考慮、重大な事実誤認等

→ 社会通念に照らし著しく妥当性を欠き違法

裁量権逸脱濫用

大深度法16条

国交大臣は同条1～7号の「すべてに該当するときは、使用の認可をすることができる」

→ 7つの要件すべてを満たすという必要条件

+ 自身の裁量権をもって「認可をしてもいいが、しなくてもよい」

本条項に基づく使用の認可は

事業者に事業の認可という利益を与える処分ではあるが

同時に、土地所有権等の権利を制限する効果を有するものであるから

国交大臣には、使用の認可をしない方向には広い裁量権が与えられているとしても

認可をするための裁量権は認められていない

法令違憲

憲法29条2項違反

財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める

＜森林法違憲判決（1987年4月22日）＞

財産権に対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、**規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、規制及び制限の程度を比較考量して決すべきものであるが**、裁判所としては、立法府がした上記比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから・・・**立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものになる場合**に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができると解される

憲法29条2項違反

＜証券取引法事件判決（2002年2月13日）＞

立法裁量論に言及せず



立法目的の正当性

目的達成手段の合理性・必要性

によって審査すべき

平穩生活権侵害

多発する陥没事故



＜東京外環道・大深度法認可に基づく

トンネル掘削工事差止仮処分決定東京地裁（2022年2月28日）＞

「居住場所に陥没や空洞を生じる**具体的な恐れ**があると言わざるを得ない」

「居住場所において陥没や空洞が生じれば、家屋の倒壊等を招き、その**生命、身体に対する具体的な危険**が生じる恐れがあり、その被害は申立人の**日常生活を根底から覆す**ものである」

平穩生活権侵害

平穩安全な生活を営むことは、人格的利益というべきであって、その侵害は、危惧感などの主観的かつ抽象的な形ではなく、騒音、振動、悪臭などによって生ずる生活妨害という客観的かつ具体的な形で表れるものであるから、

人格権の一種として平穩安全な生活を営む権利「**平穩生活権**」

が実定法上の権利として認められるのが相当

＜前橋地裁2017年3月17日＞

「平穩生活権は、人格権として様々な現れ方をするが、人格権が、個々人の個性を重視するものである以上、保護されるべき生活の平穩も多様なものとなり、さまざまな権利利益を包摂している」

⇒ 生活上、利用する地面に突然、穴が開く等して

生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく生活する利益が含まれる

適用違憲

適用違憲

仮に法令自体が合憲であったとしても
当該事例における具体的な処分が違憲となる場合
すなわち**適用違憲**となる場合がある

本件においても
大深度法が合憲限定解釈をすることが可能であるにもかかわらず
法令の執行者が違憲的に適用したため
違憲となる

適用違憲

①法16条1号は…

「みなし規定」によって適用範囲を広げる解釈は取れず

法4条各号に列挙された事業のみに

適用するという解釈を取ることによって、初めて合憲

適用違憲

②国ないし行政が

特別に居住者の生活環境を保護しようと定める地域

についてまで大深度法を適用し

その大深度地下の使用を認可した場合には

かかる処分は平穩生活権を侵害するものとして無効

適用違憲

都市計画法 9条 1～13号 用途地域

- 1 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
- 2 第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする
- 10 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
- 13 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする。





結語

